

障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法

「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすること」を目指します。

障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業などを総合的に行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

利用できるサービス

自立支援給付

* 介護給付

居宅介護 重度訪問介護 同行援護
行動援護 療養介護 生活介護
短期入所 重度障害者等包括支援
施設入所支援

* 訓練等給付

自立訓練 就労移行支援 就労継続支援
共同生活援助

* 自立支援医療

* 補装具

* 地域相談支援

* 計画相談支援

地域生活支援事業

相談支援 意思疎通支援事業
日常生活用具の給付 移動支援
地域活動支援センター など

厚木市社協居宅介護事業所

厚木市社会福祉協議会では、障害者総合支援法における指定居宅介護事業所として、県の指定を受けてサービスを提供しています。

サービス内容

居宅介護

入浴、排泄及び食事等の介護
調理、洗濯及び清掃等の家事

同行援護

視覚障害により、移動に困難を有する人に移動に必要な情報提供や移動の援護等の外出支援

営業日 月曜日～金曜日

(年末年始・祝日を除く)

営業時間 8時30分～17時15分

サービス提供日

月曜日～金曜日〈原則〉

(年末年始・祝日を除く)

サービス提供時間

9時～17時〈原則〉

利用料金

所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくことになります。

なお、月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円



厚木市社会福祉協議会案内図

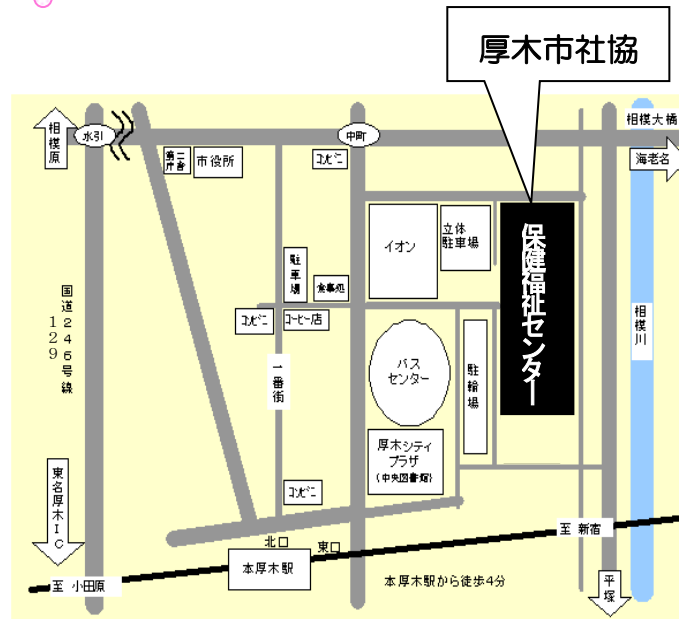
まずは、お気軽にご相談ください。



担当者が訪問し、利用される方の状況を確認したうえで、サービス内容を決めさせていただきます。



内容が決まり次第、調整のうえ、サービスを提供いたします。



☆本厚木駅から徒歩4分

☆厚木バスセンターから徒歩1分

〒243-0018

厚木市中町1丁目4番1号

(厚木市保健福祉センター5階)

電話番号(代表) 046-225-2947

FAX番号 046-225-3036

e-mail

engo@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

厚木市社協 居宅介護事業所

指定障害福祉サービス事業所



社会福祉法人
厚木市社会福祉協議会